

品川区
子ども・子育て支援事業計画
【実績資料】

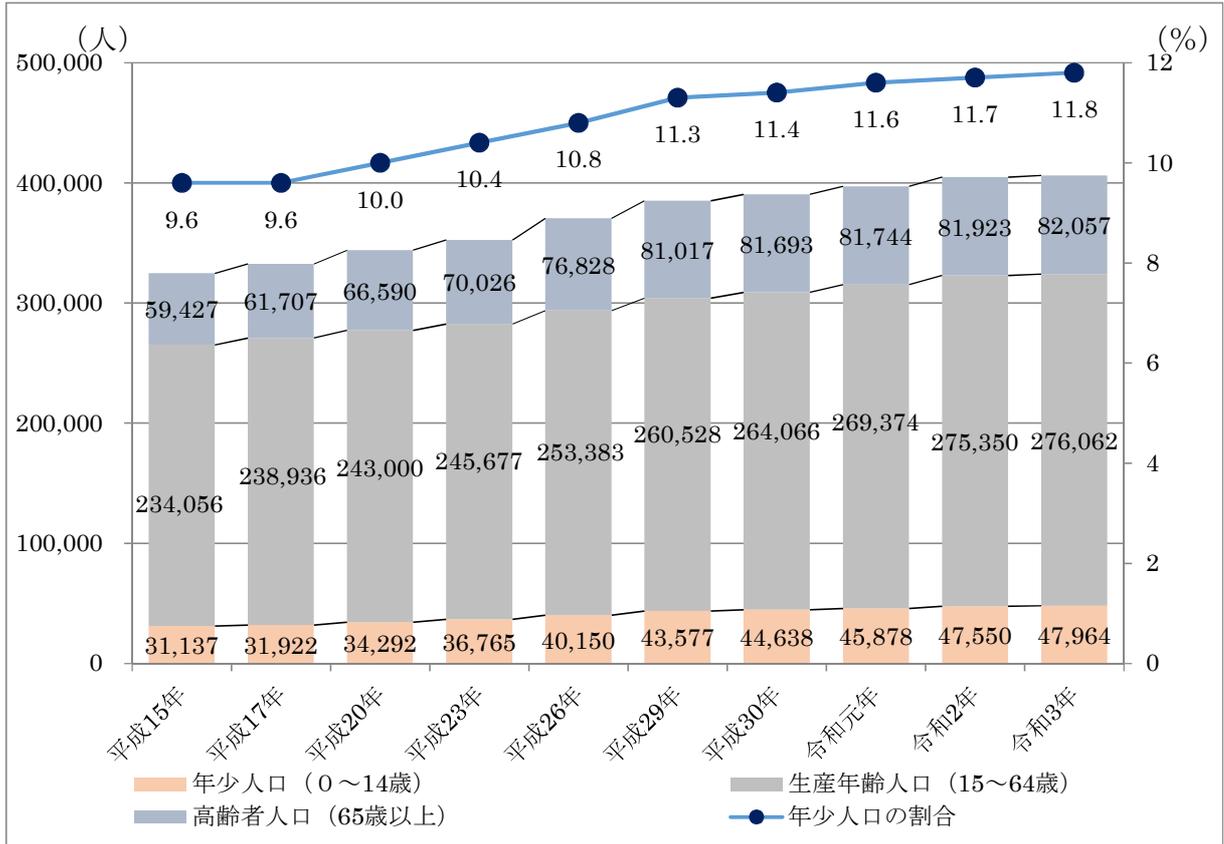
令和3年6月

品 川 区

1 人口と出生の現状

(1) 年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合

■図表1-1 年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合

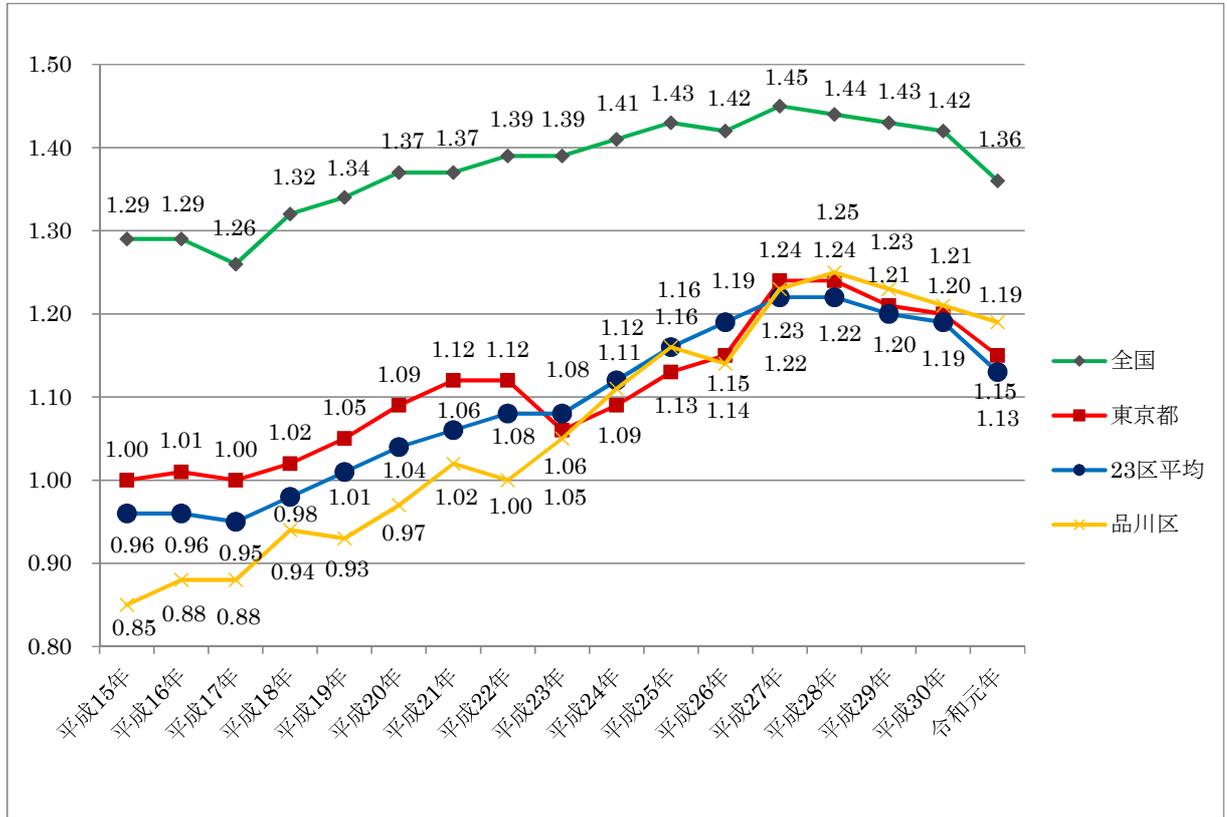


(品川区住民基本台帳：各年4月1日の人口)

※平成25年から外国人を含む。

(2) 合計特殊出生率の推移

■図表 1-2 合計特殊出生率の推移

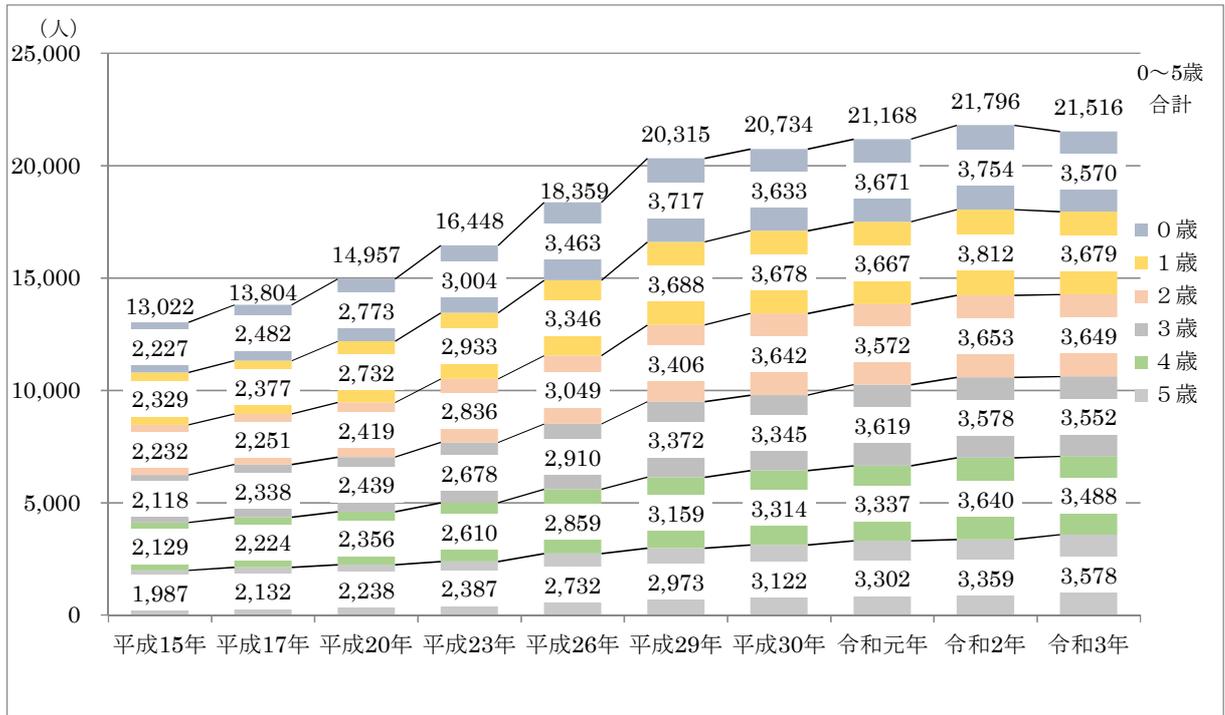


厚生労働省および東京都福祉保健局（人口動態統計） ※令和元年の全国値は概数値

(3) 就学前人口

① 就学前人口の年齢別推移

■ 図表 1-3 就学前人口の年齢別推移

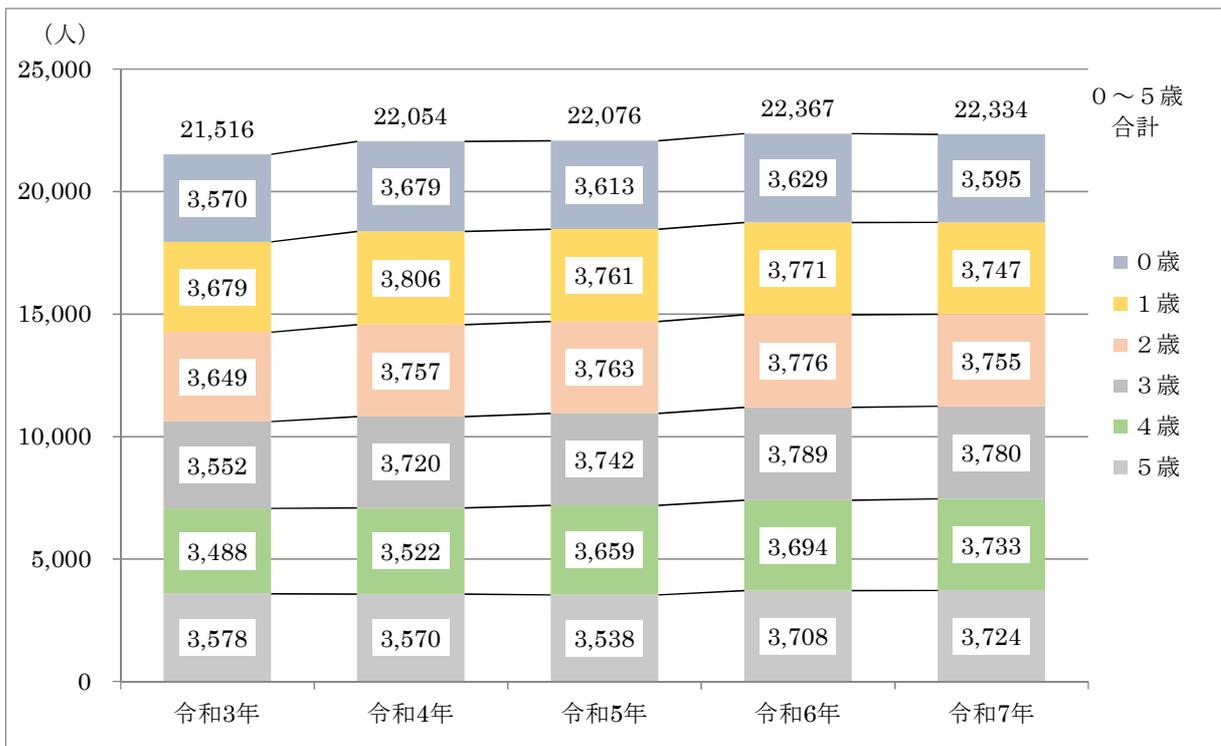


(品川区住民基本台帳：各年4月1日の人口)

※平成25年から外国人を含む

② 就学前人口の年齢別推計

■ 図表 1-4 就学前人口の年齢別推移



(資料：品川区住民基本台帳、品川区将来人口推計より作成)

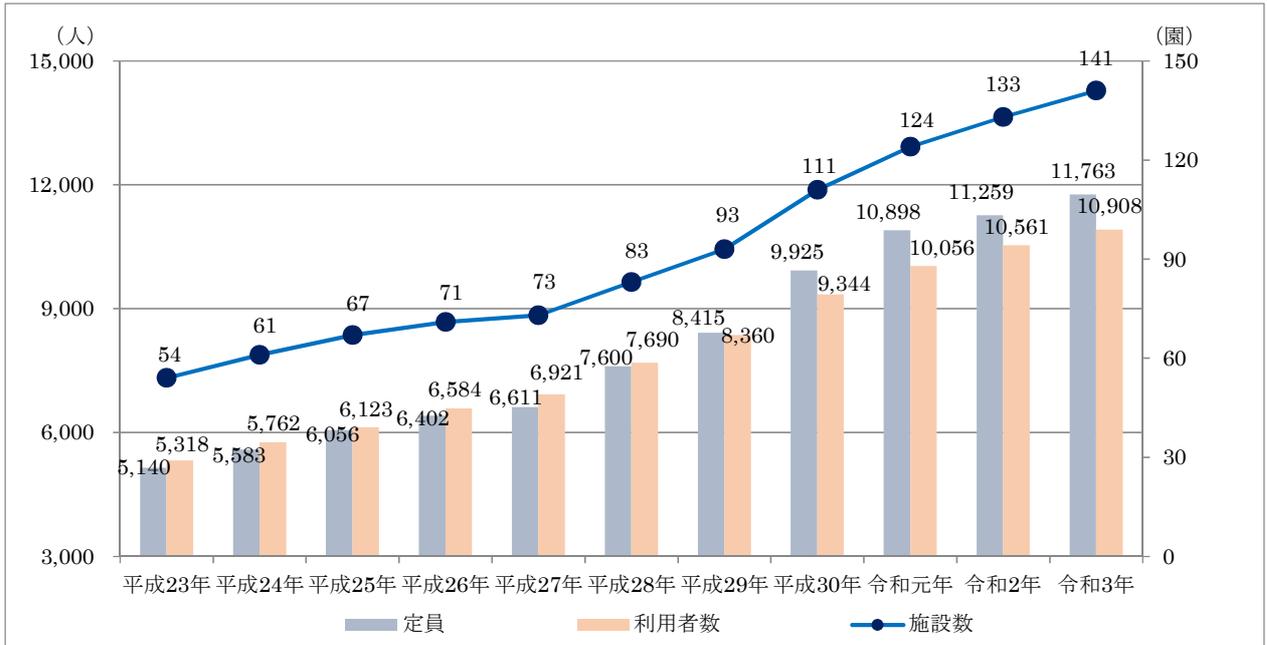
2 子育て支援の現状

(1) 教育・保育施設の現状

(定員・施設数は区内のみ、利用者数は区内および区外施設の区民の利用人数)

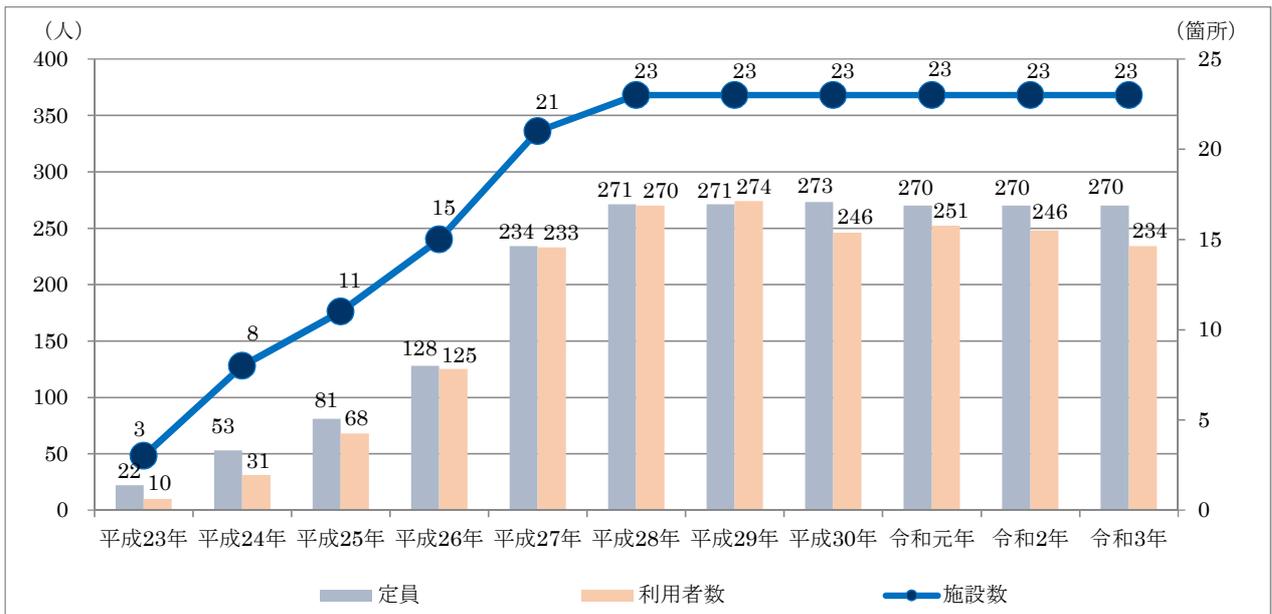
①認可保育園の定員・利用者数・施設数

■図表 2-1 認可保育園の定員・利用者数・施設数(4月1日時点)



②地域型保育事業の定員・利用者数・施設数

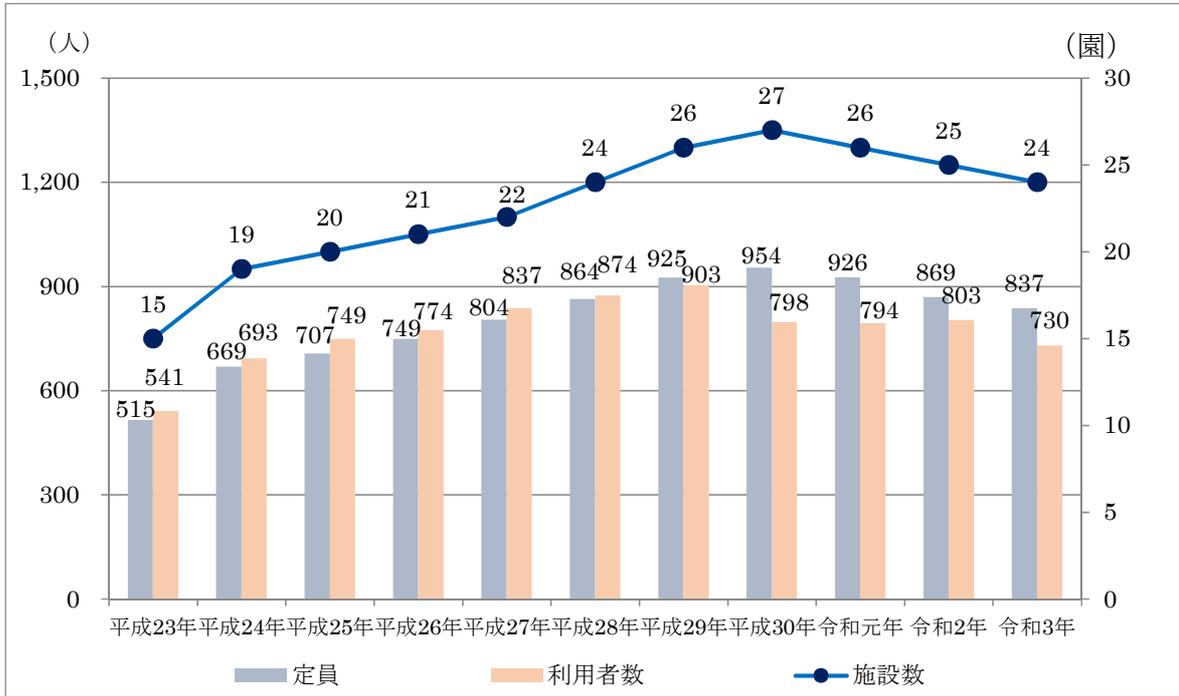
■図表 2-2 地域型保育事業の定員・利用者数・施設数(4月1日時点)



(※家庭的保育事業(保育ママ)から名称変更)

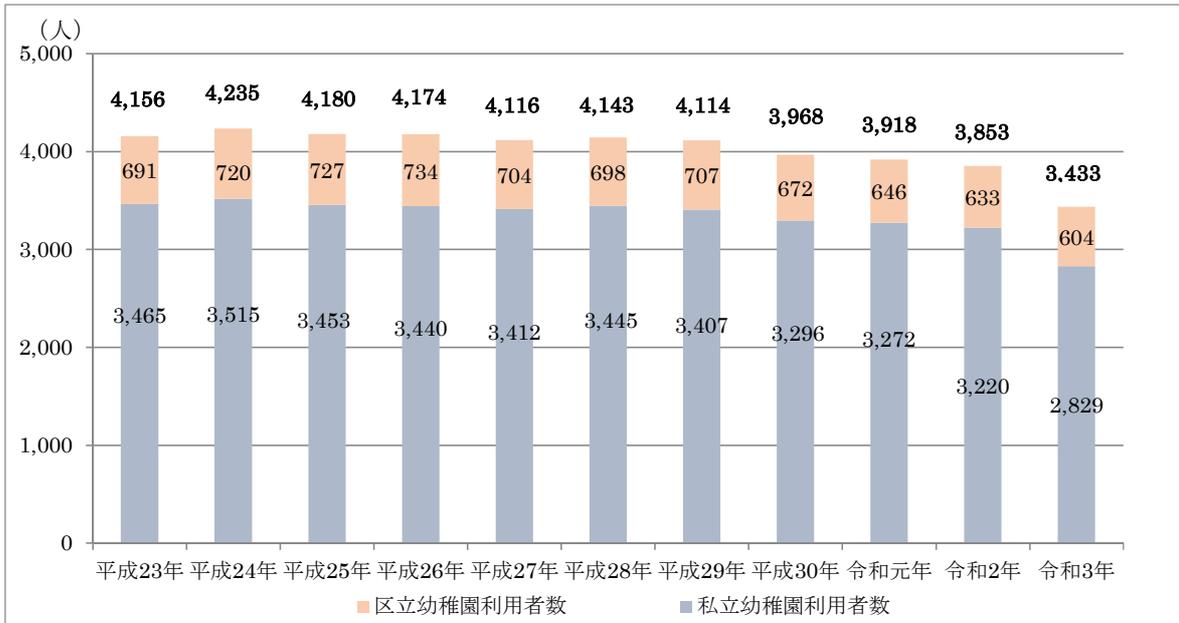
③認証保育所の定員・利用者数・施設数

■図表 2-3 認証保育所の定員・利用者数・施設数（4月1日時点）



④幼稚園の利用者数・施設数

■図表 2-4 幼稚園の利用者数・施設数（5月1日時点）



| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R2 | R3 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 区立幼稚園数※ | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 私立幼稚園数 | 20 | 19 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |

※区立幼稚園数に幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田を含む

⑤支給認定および年齢別保育施設利用者数

■図表3 支給認定の推移（4月1日時点） (人)

| 年度 | 認定 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|-----|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| H29 | 1号 | — | — | — | 17 | 344 | 369 | 730 |
| | 2号 | — | — | — | 1,928 | 1,743 | 1,491 | 5,162 |
| | 3号 | 1,126 | 2,319 | 2,295 | — | — | — | 5,740 |
| H30 | 1号 | — | — | — | 20 | 354 | 383 | 757 |
| | 2号 | — | — | — | 2,023 | 1,914 | 1,709 | 5,646 |
| | 3号 | 1,171 | 2,489 | 2,515 | — | — | — | 6,175 |
| R1 | 1号 | — | — | — | 36 | 308 | 389 | 733 |
| | 2号 | — | — | — | 2,230 | 1,999 | 1,952 | 6,181 |
| | 3号 | 1,221 | 2,591 | 2,690 | — | — | — | 6,502 |
| R2 | 1号 | — | — | — | 36 | 323 | 346 | 705 |
| | 2号 | — | — | — | 2,427 | 2,245 | 2,083 | 6,755 |
| | 3号 | 1,330 | 2,786 | 2,656 | — | — | — | 6,772 |
| R3 | 1号 | — | — | — | 41 | 295 | 367 | 703 |
| | 2号 | — | — | — | 2,430 | 2,371 | 2,267 | 7,068 |
| | 3号 | 1,258 | 2,890 | 2,953 | — | — | — | 7,101 |

■図表4-1 区内保育施設の利用者数（0歳）（4月1日時点） ※3号認定 (人)

| 年度 | 0歳児人口 | 利用定員 | 利用者数 | 利用率 (利用者/人口) | 申込者数 | 入園者数 | 不承諾者数 | 待機児童数 | 待機児発生率 (待機児/申込者) |
|-----|-------|-------|-------|-----------------|-------|------|-------|-------|---------------------|
| H29 | 3,717 | 1,020 | 956 | 25.7% | 1,008 | 735 | 200 | 73 | 7.2% |
| H30 | 3,633 | 1,171 | 1,047 | 28.8% | 998 | 870 | 120 | 8 | 0.8% |
| R1 | 3,671 | 1,242 | 1,111 | 30.3% | 1,046 | 930 | 115 | 1 | 0.1% |
| R2 | 3,754 | 1,278 | 1,112 | 29.6% | 1,110 | 972 | 138 | 0 | 0.0% |
| R3 | 3,570 | 1,332 | 1,085 | 30.4% | 1,060 | 941 | 119 | 0 | 0.0% |

■図表4-2 区内保育施設の利用者数（1・2歳）（4月1日時点） ※3号認定 (人)

| 年度 | 1・2歳児人口 | 利用定員 | 利用者数 | 利用率 (利用者/人口) | 申込者数 | 入園者数 | 不承諾者数 | 待機児童数 | 待機児発生率 (待機児/申込者) |
|-----|---------|-------|-------|-----------------|-------|-------|-------|-------|---------------------|
| H29 | 7,094 | 3,608 | 3,870 | 54.6% | 1,812 | 1,192 | 483 | 137 | 7.6% |
| H30 | 7,320 | 4,107 | 4,186 | 57.2% | 1,896 | 1,411 | 474 | 11 | 0.6% |
| R1 | 7,239 | 4,378 | 4,398 | 60.8% | 1,883 | 1,345 | 527 | 11 | 0.6% |
| R2 | 7,465 | 4,428 | 4,496 | 60.2% | 2,085 | 1,269 | 805 | 11 | 0.5% |
| R3 | 7,328 | 4,594 | 4,598 | 62.7% | 2,079 | 1,333 | 746 | 1 | 0.0% |

■図表4-3 区内保育施設の利用者数（3歳以上）（4月1日時点） ※2号認定 (人)

| 年度 | 3～5歳児人口 | 利用定員 | 利用者数 | 利用率 (利用者/人口) | 申込者数 | 入園者数 | 不承諾者数 | 待機児童数 | 待機児発生率 (待機児/申込者) |
|-----|---------|-------|-------|-----------------|------|------|-------|-------|---------------------|
| H29 | 9,504 | 4,983 | 4,711 | 49.6% | 624 | 501 | 114 | 9 | 1.4% |
| H30 | 9,781 | 5,874 | 5,155 | 52.7% | 595 | 502 | 93 | 0 | 0.0% |
| R1 | 10,258 | 6,474 | 5,591 | 54.5% | 576 | 449 | 127 | 0 | 0.0% |
| R2 | 10,577 | 6,692 | 6,002 | 56.7% | 793 | 572 | 219 | 2 | 0.3% |
| R3 | 10,618 | 6,944 | 6,189 | 58.3% | 674 | 543 | 131 | 4 | 0.6% |

※保育施設の利用定員・利用者数は、認可保育園・地域型保育事業・認証保育所を合わせた数

※保育施設の申込者数・入園者数は認可保育園・地域型保育事業を合わせた数（認証保育所を含まない）

3 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業

- (1) 利用者支援に関する事業
- (2) 時間外保育事業
- (3) 放課後児童健全育成事業
- (4) 子育て短期支援事業
- (5) 乳児家庭全戸訪問事業
- (6) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- (7) 地域子育て支援拠点事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 病児保育事業
- (10) 子育て援助活動支援事業
- (11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

現在の取り組み

①しながわっ子 子育てかんがるープラン（保育課）

妊娠中の方から小学校就学前までの保護者を対象に、ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育てプランの作成を支援しています。

■図表 5-1 しながわっ子 子育てかんがるープラン実績数 (件)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 相談件数 | 348 | 595 | 568 | 385 | 237 |

②子育てひろば事業相談（子ども育成課・保育課）

少子化や育児の孤立化にともなう子育ての不安などの対応として、児童センターや地域子育て支援センター（ぷりすくーる西五反田内）で子育て相談を実施しています。

■図表 5-2 子育てひろば事業相談件数実績数 (件)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|---------------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 全相談件数 | 2,268 | 2,544 | 2,506 | 3,177 | 2,906 |
| うち児童センター | 2,229 | 2,392 | 2,281 | 3,012 | 2,837 |
| うち地域子育て支援センター | 39 | 152 | 225 | 165 | 69 |

③しながわネウボラネットワーク（保健センター・子ども家庭支援センター）

5 しながわネウボラネットワーク（P.26～30）に記載

これまでの成果および実施状況

①しながわっ子 子育てかんがるープラン（保育課）

ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育てプランを作成する支援を実施しています。

②子育てひろば事業相談（子ども育成課・保育課）

少子化や育児の孤立化に伴う子育ての不安などの対応として、児童センターや地域子育て支援センター（ぷりすくーる西五反田内）で相談を受け付けています。各施設では、相談内容に応じ、情報の提供、および適切な機関につなげています。

今後の課題と方向性

親子で利用できる施設や子育て支援事業の紹介などの多様な子育てに関する相談に対応するため、保育園での保育体験やチャイルドステーション事業、子ども・子育て支援に関わる情報提供等を、利用者のニーズに合わせて引き続き進めます。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

現在の取り組み

①延長夜間保育（保育標準時間認定対象）（保育課・保育支援課）

基本開園時間（午前7時30分から午後6時30分）を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

②時間内延長保育（保育短時間認定対象）（保育課・保育支援課）

基本開園時間（午前7時30分から午後6時30分）以内に8時間を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

■図表6-1 延長保育の実施園数（令和3年4月1日時点）（カ所）

| | 実施時間 | 公立保育園 | 私立保育園 |
|-------------|------------------|-------|-------|
| 延長早朝保育 | 午前7時00分～午前7時30分 | 0 | 13 |
| | 午前7時15分～午前7時30分 | 0 | 1 |
| 延長夜間保育 | 午後6時30分～午後7時30分 | 33 | 20 |
| | 午後6時30分～午後8時00分 | 0 | 12 |
| | 午後6時30分～午後8時30分 | 7 | 60 |
| | 午後6時30分～午後9時00分 | 0 | 2 |
| | 午後6時30分～午後9時30分 | 0 | 1 |
| | 午後6時30分～午後10時00分 | 6 | 0 |
| 延長夜間保育実施園合計 | | 46 | 95 |

■図表6-2 公立園延長保育（標準時間認定）の利用状況（延べ人数）（人）

| 年度 | 1時間延長 | 2時間延長 | 3時間30分延長 | 合計 | 利用者数 |
|--------|--------|--------|----------|--------|-------|
| 平成28年度 | 77,339 | 18,244 | 3,869 | 99,452 | 2,688 |
| 平成29年度 | 72,900 | 16,375 | 2,801 | 92,076 | 2,662 |
| 平成30年度 | 68,456 | 13,880 | 1,855 | 84,191 | 2,611 |
| 令和元年度 | 60,425 | 10,327 | 1,919 | 72,671 | 2,439 |
| 令和2年度 | 24,741 | 5,179 | 820 | 30,740 | 1,649 |

■図表6-3 公立園延長保育（短時間認定）の利用状況（延べ人数）（人）

| 年度 | 1時間延長 | 2時間延長 | 3時間延長 | 合計 | 利用者数 |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|
| 平成28年度 | 3,392 | 807 | 321 | 4,520 | 462 |
| 平成29年度 | 2,762 | 615 | 195 | 3,572 | 417 |
| 平成30年度 | 2,172 | 635 | 264 | 3,071 | 418 |
| 令和元年度 | 1,875 | 663 | 219 | 2,757 | 413 |
| 令和2年度 | 1,445 | 356 | 132 | 1,933 | 324 |

■図表 6-4 私立園延長保育（標準時間認定）の利用状況（延べ人数） (人)

| 年度 | 早朝 | 1時間延長 | 2時間延長 | 合計 | 利用者数 |
|----------|-------|--------|--------|---------|-------|
| 平成 28 年度 | 1,813 | 64,308 | 24,135 | 90,256 | 2,079 |
| 平成 29 年度 | 1,384 | 69,837 | 23,845 | 95,066 | 2,136 |
| 平成 30 年度 | 2,197 | 89,402 | 25,660 | 117,259 | 2,800 |
| 令和元年度 | 5,888 | 95,700 | 25,551 | 127,139 | 3,228 |
| 令和 2 年度 | 4,715 | 56,815 | 10,687 | 72,217 | 2,470 |

■図表 6-5 私立園延長保育（短時間認定）の利用状況（延べ人数） (人)

| 年度 | 早朝 | 1時間延長 | 2時間延長 | 合計 | 利用者数 |
|----------|-------|--------|-------|--------|------|
| 平成 28 年度 | 2,354 | 9,833 | 475 | 12,662 | 241 |
| 平成 29 年度 | 1,745 | 10,494 | 766 | 13,005 | 311 |
| 平成 30 年度 | 3,071 | 16,401 | 829 | 20,301 | 462 |
| 令和元年度 | 2,801 | 17,610 | 715 | 21,126 | 501 |
| 令和 2 年度 | 2,029 | 10,229 | 552 | 12,810 | 415 |

これまでの成果および実施状況

公立園では全園で午後 6 時 30 分から 7 時 30 分までの延長保育を実施しており、園によっては最長で午後 10 時までの夜間保育を実施しています。平成 28 年度以降の延長保育の利用状況を見ると、標準時間認定者、短時間認定者ともに、合計の利用実績が減少しています。

私立園については、利用方法や延長保育料が各園で異なるものの、保護者のニーズは高く、利用者数は増加しています。令和 2 年度には、新規に 10 園が延長保育を開始しました。

今後の課題と方向性

国が進める働き方改革の影響等から、育児短時間勤務等の多様な働き方が浸透してきております。この状況を踏まえ、今後も保護者のニーズを把握した上で、子どもの保育環境が保障できるよう適切な制度設計を図っていきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

現在の取り組み

①すまいるスクール（子ども育成課）

放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業日に、児童が安全に学習や遊び、スポーツができる場所として、「すまいるスクール」を全小学校および義務教育学校内に開設し、学校や地域のボランティア、PTAの協力を得ながら、多彩な事業を展開しています。

■図表 7-1 すまいるスクール登録数・登録率 (人)

| | 平成 31 年 3 月末 | | 令和 2 年 3 月末 | | 令和 3 年 3 月末 | |
|-------|--------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|
| | 児童数 | 登録数 | 児童数 | 登録数 | 児童数 | 登録数 |
| 全児童数 | 15,405 | 10,257 | 15,879 | 10,752 | 16,595 | 11,046 |
| うち低学年 | 8,008 | 7,405 | 8,319 | 7,743 | 8,757 | 8,002 |
| うち高学年 | 7,397 | 2,852 | 7,560 | 3,009 | 7,838 | 3,044 |
| 1 校平均 | 416 | 277 | 429 | 291 | 449 | 299 |
| 登録率 | — | 66.6 | — | 67.7 | — | 66.6 |

■図表 7-2 すまいるスクール参加児童数（延べ人数） (人)

| | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和 2 年度 | |
|-------|----------|--------|---------|--------|---------|-------|
| | 平日 | 土曜 | 平日 | 土曜 | 平日 | 土曜 |
| 全児童数 | 811,475 | 35,024 | 814,681 | 30,530 | 386,874 | 7,135 |
| 1 日平均 | 3,326 | 730 | 3,339 | 611 | 1,592 | 143 |
| 登録参加率 | 32.4 | 7.1 | 31.1 | 5.7 | 14.4 | 1.3 |

これまでの成果および実施状況

すまいるスクールは、放課後児童クラブと放課後子供教室を、一体的に運営している事業で、平成 16 年度より実施しています。

平成 28 年度に事業の見直しを図り、午後 7 時まで運営時間を延長しました。（午後 6 時以降は 1～3 年生が利用可）、また、午後 5 時を超えて利用する児童には、間食の提供を行っています。

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症のため 3 月に学校が休業となり、それに伴い、すまいるスクールの受け入れを必要最小限としたため、通常時の 1 割程度の利用となりました。

令和 2 年度以降も、感染拡大防止の観点から、保護者へ利用自粛の協力を依頼し運営を継続しています。なお、就労家庭や就労家庭以外であっても、児童が一人で過ごすことが難しい日がある場合には、日を限定した利用として受け入れを行っています。

今後の課題と方向性

国がすすめる「新・放課後子ども総合プラン」をふまえ、すべての小学校および義務教育学校で、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に運営し、児童が安全・安心に活動できる場所として、家庭や学校との連携を進めるとともに、地域の方などとの協働で児童の健全育成を推進します。

すまいるスクールの参加を通じて、地域ボランティアによる様々な教室活動を体験したり、異学年との交流や遊びのルールを守ることなど、社会性・自主性が身につくよう働きかけていきます。また、お知らせの発行や保護者会の実施のほか、近隣の幼稚園・保育園とのかかわりを持つことで、保護者や地域住民に対しすまいるスクールの周知をしていきます。

すまいるスクールの実施においては、子ども未来部と教育委員会・学校との連携が欠かせません。学校改築や児童数の増加に伴う学級数増などによる活動場所の調整等、課題解決に向けて情報共有を行い、事業の充実を図ります。

今後も、運営においては、感染状況を見極めながら状況に応じて判断し、感染症対策を図りながらすまいるスクール事業を継続いたします。

子どもの発達や自宅での生活場所にも配慮しつつ、社会状況の変化による保護者の就労等の状況の変化に対応するため、引き続き開所時間を午後7時まで延長（1～3年生）し実施していきます。

(4) 子育て短期支援事業

(短期入所生活援助(ショートステイ)事業/夜間養護等(トワイライトステイ)事業)

現在の取り組み

① 子育て家庭在宅サービス事業(子ども家庭支援センター)

《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》

保護者が、冠婚葬祭、疾病、出産等による入院など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合などに、児童施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行っています。

■図表 8-1 ショートステイ 事業実績数 (件)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 利用者数 | 13 | 17 | 26 | 30 | 20 |
| 延べ宿泊数 | 51 | 125 | 130 | 87 | 99 |

《夜間養護等(トワイライトステイ)事業》

保護者が、仕事等の理由により、夜間不在となり児童の養育が困難となった場合に、児童施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かっています。

■図表 8-2 トワイライトステイ 事業実績数 (件)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|--------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 利用者数 | 73 | 78 | 86 | 84 | 36 |
| 延べ利用回数 | 1,984 | 2,016 | 1,656 | 1,637 | 560 |

これまでの成果および実施状況

ショートステイについては、保護者の疾病・出産等による入院、冠婚葬祭などでお子さんの養育が一時的に困難となった時に加え、育児不安や育児疲れ、看病疲れなどの理由でお子さんの養育ができないとき、短期的に支援しました。

今後の課題と方向性

子育て支援と要保護児童対策の両面から引き続き支援していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

現在の取り組み

①すくすく赤ちゃん訪問事業（保健センター・子ども育成課）

母子保健法に基づく保健指導ならびに児童福祉法に基づく乳児家庭全戸訪問事業として、生後4カ月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握などを行います。訪問を受けられなかった家庭にも、児童センター職員が訪問し、各種の子育て支援情報の提供や交流会への参加を促し、育児不安の解消を図っています。

■図表9 すくすく赤ちゃん訪問事業訪問件数など (件)

| | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 訪問件数 | | 3,064 | 3,110 | 3,193 | 3,330 | 2,669 |
| 内訳 | 保健センター | 3,062 | 3,102 | 3,181 | 3,289 | 2,603 |
| | 児童センター | 2 | 8 | 12 | 41 | 66 |
| 出生通知票受理件数 | | 2,243 | 2,183 | 2,002 | 2,017 | 1,830 |
| 出生数 | | 3,901 | 3,734 | 3,818 | 3,751 | 3,783 |
| 訪問率 | | 78.5% | 83.3% | 83.6% | 88.8% | 70.6% |

※訪問率は、訪問件数を出生数で除した数値。

これまでの成果および実施状況

出生通知票による申込みのない家庭へ手紙による予告訪問に加え、平成28年6月から、おおむね産後1カ月までに、原則電話による状況把握と相談を行う産後全戸電話を開始し、訪問申込みの再周知を図っています。また、病院からの連絡を含め把握率は95.4%、訪問率は70.6%となっています。出産後の支援として広く育児や子育て支援情報を届けるとともに、親子の健康に関する相談を行い、子育て家庭の孤立化防止に資することができました。

なお、すくすく赤ちゃん訪問事業で把握できなかった乳児家庭については、4カ月児健診では92.6%、その後の調査等で100%の状況把握ができています。

今後の課題と方向性

育児不安の解消や保護者の孤立化防止は、虐待の発生予防にも通じる重要な取り組みです。

妊娠期からの相談事業での面談等、さまざまな機会をとらえ一層の周知を図り訪問へつなげていきます。

(6) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

現在の取り組み

① 養育支援訪問（子ども家庭支援センター）

保護者の不適切な養育態度、極度の養育不安などにより、児童の成長に懸念が持たれる家庭について、保健所・保健センターなどの関係機関と連携して把握し、児童虐待の予防的支援を行っています。

■ 図表 10 養育支援訪問実績数

(件)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|--------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 養育支援訪問 | 196 | 127 | 38 | 18 | 29 |

これまでの成果および実施状況

養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な児童の養育が可能となるよう支援しました。

今後の課題と方向性

育児支援と児童虐待の早期発見・予防の両面から、引き続き養育支援が特に必要な家庭に対して支援していきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

現在の取り組み

① 地域子育て支援センター（子ども育成課・保育課）

- ・ 子育て相談事業：地域の子育て家庭に対する相談・援助、子育てに関する情報を提供しています。
- ・ 地域組織化活動事業：地域の子育てを支援するため、各種育児講座の開催や子育て家庭に対し交流の場や機会を提供しています。

■図表 11-1 地域子育て支援センター乳幼児利用実績数 (人日、件)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度※ | 令和 2 年度※ |
|-----------|----------|----------|----------|--------|----------|
| 延べ利用者数 | 2,874 | 3,526 | 4,320 | 3,547 | 1,978 |
| 利用者数（月平均） | 240 | 294 | 360 | 323 | 220 |

※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和 2 年 3 月～6 月は休業

② 児童センター事業（子ども育成課）

児童センターは、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊び場を提供し、児童の健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的とする施設です。児童に遊びの機会を提供し、自立援助を行うだけでなく、子育て家庭を支援するため、子育て相談や親子のひろばなどを実施しています。

■図表 11-2 児童センター乳幼児利用実績数 (人日、件)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度※ | 令和 2 年度※ |
|-----------|----------|----------|----------|---------|----------|
| 延べ利用者数 | 245,119 | 233,433 | 240,155 | 216,578 | 90,225 |
| 利用者数（月平均） | 20,427 | 19,453 | 20,013 | 19,689 | 9,023 |

※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和 2 年 3 月～5 月は休業

《親子のひろば》

友達との交流、母親同士の子育ての交流などを主な目的とする事業で、手遊び、紙芝居、季節行事、工作、体操などをおして、親子で楽しいひと時を過ごしています。

■図表 11-3 親子のひろばの実施回数・利用者数 (回数、人日、件)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度※ | 令和 2 年度※ |
|-----------|----------|----------|----------|--------|----------|
| クラブ数 | 104 | 106 | 107 | 102 | 95 |
| 実施回数 | 3,270 | 3,369 | 3,409 | 2,962 | 1,997 |
| 延べ利用者数 | 52,605 | 52,348 | 51,685 | 42,502 | 20,853 |
| 利用者数（月平均） | 4,782 | 4,759 | 4,699 | 4,250 | 2,979 |

※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和 2 年 3 月～8 月は事業中止

《チャイルドステーション事業（児童センター）》

子育てに関する相談や親同士の交流や情報交換のできる地域の身近な場所として、妊娠期から子育てを支援します。また、授乳やおむつ交換の場として利用できるスペースなど、乳幼児親子が安心して外出できるよう施設を整備しています。

■図表 11-4 チャイルドステーション事業（児童センター）の実施施設数・登録者数

（カ所、件）

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度※ | 令和 2 年度※ |
|-------|----------|----------|----------|--------|----------|
| 実施施設数 | 25 | 25 | 25 | 24 | 24 |

※令和元年度、2年度、南ゆたか児童センター改築のため休館

③チャイルドステーション事業（保育園・幼稚園）（保育課）

保育園・幼稚園を地域に開放し、様々な事業を実施することで、保育士などが子育てに関する専門知識を提供し、保護者が気軽に相談できる場として、地域の子育て支援を行っています。

■図表 11-5 チャイルドステーション事業（保育園・幼稚園）の実施施設数・利用者数

（カ所、人日）

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度※ |
|--------|----------|----------|----------|-------|----------|
| 実施施設数 | 43 | 43 | 43 | 43 | — |
| 延べ利用者数 | 1,524 | 1,231 | 926 | 1,326 | — |

※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度は事業中止

④地域交流室ポップンルーム（保育支援課）

在宅で子育て中の就学前の乳幼児と保護者の方を対象に地域交流室を開放しています。交流室は、荏原保健センター内、北品川第二保育園内、平塚ゆうゆうプラザにあります。保育士が見守り、安全・安心で衛生的に行っています。

■図表 11-6 地域交流室ポップンルーム実績数

（人日、件）

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 実施日数 | 244 | 244 | 244 | 264 | 245 |
| 利用者数（月平均） | 558 | 772 | 809 | 1,279 | 766 |
| 延べ利用者数 | 6,707 | 9,274 | 9,709 | 15,347 | 9,195 |

これまでの成果および実施状況

① 地域子育て支援センター ② 児童センター事業（子ども育成課・保育課（①のみ））

地域の身近な場所である児童センターや地域子育て支援センター（ぷりすくーる西五反田内）では、親同士の交流の機会の提供や育児相談、子育てに関する情報提供などを行っています。

③チャイルドステーション事業（保育課）

保育園・幼稚園で行っているチャイルドステーション事業の一つである子育て体験事業は、親子で保育園・幼稚園を体験できます。園児と一緒に遊び、お話会など楽しいプログラムを用意しています。

④地域交流室ポップンルーム（保育支援課）

地域交流室ポップンルームでは、子育てに関する相談に応じるほか、絵本の読み聞かせや、季節の行事などを開催しています。

■ 今後の課題と方向性 ■

地域ぐるみの子育て支援をより一層充実させるべく、必要な情報の提供や利用者支援を強化します。

(8) 一時預かり事業

現在の取り組み

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）【幼稚園型】 （保育課・保育支援課）

教育時間終了後から在園児を対象として、就労形態の多様化に伴う社会要請に対応し、保護者の就労支援と幼児が健やかに養育する環境を整備するため、預かり保育を行っています。

■図表 12-1 区立幼稚園等預かり保育実施施設数・延べ利用者数 (カ所、人日)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|--------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 実施施設数 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 延べ利用者数 | 44,391 | 50,099 | 48,216 | 52,614 | 46,179 |

■図表 12-2 私立幼稚園預かり保育（きんだあくらぶ）実施施設数・延べ利用者数 (カ所、人日)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|--------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 実施施設数 | 8 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 延べ利用者数 | 63,978 | 66,406 | 67,305 | 76,990 | 集計中 |

② 幼稚園以外の一時的預かり事業【幼稚園型以外】

②-1 一時保育（保育課・保育支援課）

区内在住の保護者が病気や出産などで、子どもの保育ができない時に一時的に保育園で預かっています。

■図表 12-3 一時保育の利用実績（区立保育園） (人、人日)

| 保育事由 | | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|---------|---------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 死亡・行方不明 | 人数 | 0 | 0 | 8 | 1 | 0 |
| | 人日数 | 0 | 0 | 55 | 19 | 0 |
| 入院・通院 | 人数 | 105 | 106 | 90 | 123 | 48 |
| | 人日数 | 344 | 624 | 442 | 531 | 300 |
| 看護 | 人数 | 19 | 10 | 9 | 19 | 1 |
| | 人日数 | 68 | 21 | 39 | 68 | 1 |
| 幼稚園休園 | 人数 | 109 | 87 | 128 | 198 | 111 |
| | 人日数 | 642 | 408 | 732 | 1,112 | 606 |
| 緊急一時 | 人数 | 11 | 2 | 10 | 0 | 0 |
| | 人日数 | 562 | 14 | 139 | 0 | 0 |
| その他 | 人数 | 233 | 43 | 15 | 30 | 39 |
| | 人日数 | 465 | 164 | 38 | 143 | 171 |
| 合計 | 延べ利用人数 | 477 | 248 | 260 | 371 | 199 |
| | 延べ利用人日数 | 2,081 | 1,231 | 1,445 | 1,873 | 1,078 |

■図表 12-4 一時保育の利用実績（私立保育園）

（カ所、人日）

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|--------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 実施施設数 | 13 | 8 | 8 | 8 | 6 |
| 延べ利用者数 | 855 | 692 | 396 | 340 | 144 |

②-2 生活支援型一時保育（オアシスルーム）（保育支援課）

在宅で子育てをしている保護者がリフレッシュ、通院、買い物など、臨時的・短期的な就労等の理由で一時的な保育を希望される場合に、時間単位の一時的預かりを行っています。

■図表 12-5 生活支援型一時保育（オアシスルーム）の実施場所数・延べ利用者数（カ所、人日）

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 実施場所数 | 9 | 9 | 10 | 12 | 12 |
| リフレッシュ | 4,748 | 5,643 | 7,824 | 7,813 | 4,246 |
| 通院・出産 | 2,130 | 2,122 | 2,721 | 2,992 | 1,946 |
| ショッピング | 226 | 300 | 321 | 394 | 261 |
| 美容院 | 364 | 357 | 533 | 733 | 316 |
| 学校などの行事 | 2,129 | 1,970 | 2,118 | 2,494 | 811 |
| カルチャースクール | 986 | 921 | 802 | 1,027 | 420 |
| 仕事 | 3,398 | 2,841 | 2,558 | 3,464 | 2,348 |
| その他 | 1,294 | 2,074 | 3,305 | 4,814 | 3,674 |
| 合計 | 15,275 | 16,228 | 20,182 | 23,731 | 14,022 |

これまでの成果および実施状況

品川区の一時預かり事業については、これまで、様々な事業メニューを用意し、対象者・実施施設などの条件の異なるニーズに対応してきました。一時保育（区立保育園、私立保育園）および生活支援型一時保育（オアシスルーム）については、いずれも新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言期間中の外出自粛等の影響により、前年度実績から大幅に利用が減少しています。

今後の課題と方向性

区立保育園については、待機児童対策の一環として定員の弾力化等に加え一時保育も実施しています。今後も安定した受入体制の維持に努めます。生活支援型一時保育（オアシスルーム）については、利便性の向上を図るため、引き続き実施内容を検討します。

(9) 病児保育事業（病児保育・病後児保育）

現在の取り組み

①病児保育（保育課）

保育園や幼稚園などに通園している子どもが病気のため、集団保育が困難で保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを医療機関および保育所に併設している病児保育室にて、一時的にお預かりします。

■図表 13-1 病児保育の実施施設数・延べ利用者数 (カ所、人日)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|--------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 実施施設数 | 2 | 2 | 3 | 4 | 4 |
| 延べ利用者数 | 783 | 828 | 1,275 | 2,832 | 734 |

②病後児保育（保育課）

区内在住で、保育園や幼稚園などに通園している子どもが病気の回復期のため、集団保育が困難で保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを保育園で一時的にお預かりします。

■図表 13-2 病後児保育の実施施設数・延べ利用者数 (カ所、人日)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|--------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 実施施設数 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 延べ利用者数 | 590 | 541 | 491 | 502 | 214 |

これまでの成果および実施状況

病児保育事業については、子どもが病気または回復期で保護者がどうしても仕事を休めない場合の就労支援策として実施してきました。病児保育は平成 30 年度に 3 施設の新規開設を行い、令和元年度より 4 施設で実施しています。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、病児保育、病後児保育ともに利用実績が減少しました。

今後の課題と方向性

平成 30 年度より、病児保育施設の新規開設により事業に対するニーズに対応してきましたが、地区によっては病児保育施設が近くにないのが現状であり、今後も新規開設について検討していきます。

子どもが病気または回復期で集団保育が困難であり、保護者が仕事を休めない場合の保護者の子育てと就労の両立支援を行うとともに、児童福祉の向上に引き続き努めます。

(10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

現在の取り組み

① ファミリー・サポート事業(子育て応援課)

依頼会員と提供会員の会員組織「ファミリー・サポート・センター」を区内2カ所に設置し、地域で子育てを支えあう仕組みづくりを行っています。

■図表 14 ファミリー・サポート・センター活動状況

《平塚ファミリー・サポート・センター》

(人、件)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|----------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 提供会員数 | 225 | 224 | 204 | 190 | 157 |
| 依頼会員数 | 2,331 | 2,424 | 2,517 | 2,579 | 2,455 |
| 提供兼依頼会員数 | 11 | 11 | 8 | 8 | 7 |
| 活動件数 | 2,920 | 2,842 | 2,121 | 2,907 | 1,133 |

※活動件数は対象者(0歳～12歳)の年間実績件数。

《大井ファミリー・サポート・センター》

(人、件)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|----------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 提供会員数 | 209 | 228 | 236 | 232 | 241 |
| 依頼会員数 | 1,828 | 2,000 | 2,157 | 2,410 | 2,330 |
| 提供兼依頼会員数 | 25 | 25 | 23 | 21 | 14 |
| 活動件数 | 4,789 | 5,106 | 5,986 | 5,953 | 3,629 |

※活動件数は対象者(0歳～12歳)の年間実績件数。

これまでの成果および実施状況

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、活動自体が自粛となり、提供および依頼会員も減少しました。この現象は一時的なものと考え、再び増えるニーズに柔軟に対応すべく、提供会員養成講座を開催しました。また、ファミリー・サポート・センター事業を区民に周知することに努め、理解を得ることで、地域の相互援助活動の積極的な支援につながるよう取り組みました。

今後の課題と方向性

引き続きファミリー・サポート・センター事業の周知を積極的に行うなど、提供会員の確保に努めます。

(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

現在の取り組み

①妊婦健康診査（健康課）

妊婦の健康管理と流産・早産の防止、母・児童の障害予防を目的として、専門医療機関に委託して健診を実施しています。1 妊娠期間中、妊婦健康診査を 14 回までと、超音波検査を 1 回、公費助成しています。また、平成 28 年度より子宮頸がん検査の助成を開始しています。

■図表 15 妊婦健康診査（指定医療機関実施）（枚数）

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|------------------------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 妊娠届出数（件） | 4,269 | 4,414 | 4,248 | 4,378 | 4,221 |
| 妊婦健康診査 （1 回目受診票） | 3,995 | 4,075 | 3,929 | 3,965 | 3,990 |
| 妊婦健康診査 （2～14 回目受診票） | 39,965 | 38,901 | 37,265 | 38,017 | 37,796 |

これまでの成果および実施状況

1 妊娠期間中、妊婦健康診査を 14 回までと、超音波検査 1 回分、子宮頸がん検査 1 回分に対する公費助成を実施しました。

今後の課題と方向性

母子保健法第 13 条の規定の主旨を踏まえ、妊産婦・乳児の死亡率の低下、流産・早産の防止、母・児童の障害防止などに資することを目的に、必要な妊婦健康診査を実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（保育課）

区立幼稚園在園児の中で生活保護世帯の保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または幼稚園の遠足に要する費用等について、国・都・区が補足給付を実施し、保護者の負担軽減を図るものです。

※「子ども・子育て支援法」に基づき、品川区では平成28年4月から実施している事業です。

■図表 16 実費徴収に係る給付実績 (人)

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 給付者数 | 2 | 3 | 3 | 4 | 2 |

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (保育支援課)

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力を活用していきます。

■図表 17 保育施設の設置主体 (カ所)

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 社会福祉法人 | 16 | 16 | 19 | 20 | 20 |
| 学校法人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 株式会社 | 55 | 68 | 82 | 90 | 99 |
| 有限会社 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| NPO法人 | 7 | 7 | 8 | 9 | 9 |
| 個人 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 |
| 一般社団法人 | — | — | — | 1 | 1 |

4 特別な配慮が必要な児童への支援

障害のある子もいない子も、ともに地域で育つことが重要であり、保育園や幼稚園、小学校入学後の日中活動の場等においても、合理的配慮の提供に向けた取組みが求められています。

①発達支援事業（障害者福祉課）

品川児童学園（品川区立障害児者総合支援施設内）は、主に知的障害や発達障害の未就学児への療育と、障害児を育てる保護者支援の拠点施設としての役割を担っています。

専門的な相談の窓口となる子ども発達相談室では、発達の遅れや発達特性のある未就学児の相談を実施しています。また、保育園や幼稚園への巡回相談や、保育所等訪問支援など、アウトリーチ型の支援も充実を図っています。

②障害児への巡回相談（保育課・保育支援課）

公私立保育園・幼稚園では、主に発達（知的・運動機能）に遅れや障害のある児童等を対象に、嘱託医や心理士等の専門家による巡回相談を実施し、保育の仕方や、保育士としての対応上の留意点等について、専門的なアドバイスを受けることで保育の専門性の向上を図り、障害児に対する適切な支援に役立てています。私立保育園の園数の増加に伴い巡回指導の拡充を図るなど、今後も継続して実施していきます。

③医療的ケア児の受け入れ（保育課）

医療的ケア児の保育園申込みに際し、保育の必要性や健康状態、医療的ケアの実施状況等を審査して入園を判断しています。受け入れについては平成 29 年度から区立保育園にて行っており、保育士が医療的ケアを実施するための研修の受講機会を増やすなど、知識、技術等の習得に努めています。今後も児童の状況に応じた適切な受け入れ態勢や緊急時の対応等を個別に検討していきます。

④すまいるスクールでの特別支援児童の受け入れ（子ども育成課）

すまいるスクールは、1年生から6年生までの希望する児童を対象とした放課後の居場所です。当該校在籍の特別支援学級の児童や特別支援学校の児童等を「特別支援児童」として、受け入れを行っており、利用状況に応じた従事スタッフの配置に努めています。

5 しながわネウボラネットワーク

① 妊娠期からの相談事業 全妊婦面接（保健センター）

現在の取り組み

子どもを安心して健やかに産み育てるために、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援が必要です。

出産・子育てを応援する仕組みとして、妊婦全員を対象とした妊娠期からの相談事業を、平成 27 年 11 月より開始しました。助産師等の相談員が保健センター・健康課で面接を行い、母子保健、子育て情報を紹介し、面接後にお祝い品を贈呈しています。平成 28 年 6 月からは、おおむね産後 1 カ月までに、原則電話による状況把握および相談（産後全戸電話相談）も実施しています。

■ 図表 18-1 妊婦面接数 (件)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 面接件数 | 3,194 | 3,352 | 3,617 | 3,456 | 3,642 |

これまでの成果および実施状況

平成 27 年度から事業を開始し、妊娠期からの面接相談をとおして、母子保健情報や子育てサービスの情報提供を実施しています。妊娠届出数を母数とした面接率は、令和 2 年度は 86.3%でした。

また、産後全戸電話相談は令和 2 年度 2,625 件でした。

今後の課題と方向性

今後も引き続き事業周知を図り、妊娠期からの切れ目のない支援へとつなげていきます。妊娠届出時の面談が増加しているため、今後は出産までの間の支援体制の検討をしていきます。

②産後の家事育児支援の利用助成（子ども家庭支援センター）

現在の取り組み

心と体のケアに対応できる家事・育児支援のヘルパー（区と提携）の利用に対して、サービスの利用費の一部を助成します。

■図表 18-2 産後の家事育児支援の利用助成申請者数 (人)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|--------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 延べ申請者数 | 42 | 81 | 218 | 325 | 253 |

これまでの成果および実施状況

平成 28 年度から事業を開始した後、平成 29 年度、30 年度と助成内容の見直しを行いました。申請者数は年々増加していますが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和元年度と比較して約 70 人の減少となりました。

今後の課題と方向性

利用者アンケートにおけるご意見などを踏まえ、令和 3 年度からは助成の対象期間、金額および上限時間を拡大して、支援の充実を図ります。

今後も事業周知を積極的に行い、認知度を高めていくとともに、引き続き利用者アンケートを実施し、利用者のニーズや満足度を把握していきます。

③産後ケア事業（保健センター）

現在の取り組み

③-1 日帰り型

育児や授乳の具体的な方法や母体管理の相談に助産師等が応じます。（産後4カ月未満の母親と乳児が対象、所得に応じて自己負担があります。）

■図表 18-3 産後ケア（日帰り型）事業 実績数 (件)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 利用件数 | 90 | 156 | 259 | 325 | 162 |

これまでの成果および実施状況

平成 28 年 6 月から事業開始。経産婦の利用希望や、里帰り後の利用希望が多かったため、平成 29 年度より対象者を拡大し、経産婦も利用可とし、月齢についても産後 4 カ月未満へと拡大し実施しています。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言期間中等（令和 2 年 5 月 1 日～6 月 21 日）の利用休止や外出自粛等の影響もあり利用数が減少しました。

今後の課題と方向性

産後ケアの国の指針が示されたことに伴い、今後指針に沿った内容への検討をしていきます。

③-2 宿泊型

現在の取り組み

家族などから育児や家事などの支援が得られにくく、体調不良や育児に不安のある初産の母子を対象に、指定医療機関に宿泊して産後の母体や乳児のケア、育児相談、授乳指導を行います。（初産で産後 10 週未満の母親と乳児が対象、所得に応じて自己負担があります。）

■図表 18-4 産後ケア（宿泊型）事業 実績数 (件)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 利用件数 | 22 | 80 | 88 | 73 | 93 |

これまでの成果および実施状況

平成 28 年 12 月から事業開始。妊婦面接等を通じ、宿泊型産後ケアを必要とする方の利用へとつなげています。利用後のアンケートにおいては、満足度は高く、利用者から好評です。

今後の課題と方向性

「要支援」「ハイリスク」と区分した妊婦に対し、宿泊型のケア内容や利用後の効果等について周知を図り、必要な妊産婦に支援を行います。今後、利用者の傾向や他の産後ケアの利用状況を見ながら、必要な支援につなげていきます。

③-3 訪問型

現在の取り組み

利用者宅に助産師が訪問し、乳房ケア（乳房マッサージを含む）や授乳指導・育児相談を実施します。（母乳等に関して不安がある、産後6カ月未満の母親と乳児が対象。産婦1人につき1回。所得に応じて自己負担があります。）

■図表 18-5 産後ケア（訪問型）事業 実績数 (件)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|-------|-------|
| 利用件数 | 304 | 344 | 127 |

これまでの成果および実施状況

平成30年6月から事業開始。事業開始前のアンケートにおいて希望の高かった内容であり、着実に利用にもつながっています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言期間中等（令和2年4月～6月）の利用一部休止や外出自粛等の影響もあり利用数が減少しました。

今後の課題と方向性

今後の利用申込者数の推移を見守り、必要に応じ実施体制の検討を進めます。

③-4 電話授乳相談

現在の取り組み

母乳や授乳のことなどに関する相談に助産師が電話で対応します。

■図表 18-6 電話授乳相談 事業 実績数 (件)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|-------|-------|
| 利用件数 | 316 | 639 | 922 |

これまでの成果および実施状況

平成30年4月から事業開始。母乳・授乳に関する相談先として、育児不安の解消につながっています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、出産後の病院滞在日数の短縮等があり、退院直後からの相談数が増加した。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の不安から訪問型の利用には至らずに、複数回の電話相談で対応した事例もありました。

今後の課題と方向性

授乳等の気軽な相談窓口として、引き続き事業を実施します。

④子育てネウボラ相談（子ども家庭支援センター）

現在の取り組み

保健師、看護師、保育士等の有資格者が「子育てネウボラ相談員」として子育て全般の相談、子育てサービス情報の提供、他機関の紹介、希望者にはサポートプランをつくれます。

＜実施場所＞東品川・三ツ木・水神・大井倉田・平塚・旗の台・富士見台・ゆたか・八潮児童センター（9カ所）

■図表 18-7 子育てネウボラ相談件数 (件)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 面接件数 | 1,092 | 1,228 | 1,101 | 1,769 | 2,014 |

これまでの成果および実施状況

生活に身近な児童センターで、子育て全般の相談、子育てサービス情報の提供、他機関の紹介を行い、希望者にはサポートプランを作成しました。平成 31 年 4 月より相談員配置の児童センターを 4 か所増やしたことにより、相談件数も大幅に増加しました。

今後の課題と方向性

引き続き相談事業を広く周知し、認知度を高めるとともに、相談員を配置する児童センターの増館について検討します。

⑤生活支援型一時保育の拡充（保育支援課）

リフレッシュや通院などの理由で、一時的に就学前のお子さんをお預かりするオアシスルームを、実施拠点が一定の地域に偏りのないように検討のうえ増設する予定です。

6 幼児期の教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容

区では就学前の乳幼児が等しく質の高い保育・教育を受け、滑らかに小学校へ入学するための基礎をしっかりと身に付けることを目的として、0歳児からの保育・教育の充実に努めています。

乳幼児教育実践の手引きとして作成した「のびのび育つ しながわっこ」の活用により、乳幼児教育の充実と子育て環境のさらなる向上へと結びつくよう、引き続き取り組みます。

また、乳幼児の保育・教育内容に高い関心をもち、よりよい保育・教育を望む保護者が増えていくなか、区立幼稚園に認可保育園を併設する幼保一体施設や就学前乳幼児教育施設の設置、保育所型認定こども園の開設など、幼保一体化を意識的に進めて、乳幼児教育のさらなる質の向上に努めてきました。

さらに、子どもを次世代に送り出すすべての施設においては、地域で子育てを支えあう環境を整備することと、家庭や地域の教育力を高め「子育て、親育ち」を支援する必要がある、公立の全保育園・幼稚園・児童センターを「チャイルドステーション」とし、育児相談や親仲間同士で交流・情報交換ができる場所として開放しており、今後もこれらの施設をさらに充実します。

新制度では、幼稚園と保育園の特長をあわせ持つ「認定こども園制度」が改善され、既存の施設が認定こども園へ移行することが期待されており、区としても私立の認定こども園への移行を支援します。

現在の取り組み

①幼保一体施設

幼稚園と保育園のそれぞれの長所を活かした、0歳から就学前までの乳幼児期に一貫した保育・教育を行う品川区独自の事業（施設）を推進しています。

■図表 19－1 幼保一体施設（年齢区分型）の施設数と定員、園児数（令和3年4月1日時点）
（カ所、人）

| 施設数 | 保育園（0～3歳） | | 幼稚園（4・5歳） | | 定員合計 | 園児数合計 |
|-----|-----------|-----|-----------|-----|------|-------|
| | 定員 | 園児数 | 定員 | 園児数 | | |
| 2 | 116 | 117 | 194 | 179 | 310 | 296 |

■図表 19-2 幼保一体施設（幼保連携並列型）の施設数と定員、園児数（令和3年4月1日時点）

（カ所、人）

| 施設数 | 保育園（0～5歳） | | 幼稚園（4・5歳） | | 定員合計 | 園児数合計 |
|-----|-----------|-----|-----------|-----|------|-------|
| | 定員 | 園児数 | 定員 | 園児数 | | |
| 4 | 431 | 435 | 261 | 217 | 692 | 652 |

■図表 19-3 品川区立就学前乳幼児教育施設の施設数と定員、園児数（令和3年4月1日時点）

（カ所、人）

| 施設数 | 保育園（0～2歳） | | 幼児教育部門（3～5歳） | | 定員合計 | 園児数合計 |
|-----|-----------|-----|--------------|-----|------|-------|
| | 定員 | 園児数 | 定員 | 園児数 | | |
| 1 | 46 | 43 | 54 | 74 | 100 | 117 |

② 認定こども園

保育園機能とあわせて、保護者の就労の有無を問わない短時間利用児の受入枠を設け、保育と教育を一体的に行っています。

■図表 19-4 保育所型認定こども園の施設数と定員、園児数（令和3年4月1日時点）

（カ所、人）

| | 施設数 | 定員 | | 園児数 | | |
|--------|-----|------------------|-----|------------------|------|------|
| | | （うち認定こども園枠） | | （うち認定こども園枠） | | |
| | | ※区立4・5歳児、私立3～5歳児 | | ※区立4・5歳児、私立3～5歳児 | | |
| 認定こども園 | 9 | 809 | 744 | (69) | (38) | |
| 内訳 | 区立 | 4 | 412 | 407 | (40) | (23) |
| | | 5 | 397 | 337 | (29) | (15) |
| | 私立 | 4 | 412 | 407 | (40) | (23) |
| | | 5 | 397 | 337 | (29) | (15) |

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月から実施している幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されたことを受け、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう、必要な様式や給付方法等について決めました。公正かつ適正な支給が確保できるよう、実施方法の検証を進めます。

また、認可外保育施設等の質の確保・向上に向け、施設等に関する各種情報の共有や関係法令に基づく指導への協力等について、東京都との連携を図ります。

